

指定通所介護事業所

第 1 号通所事業所（介護予防通所介護相当）

「デイサービスセンター セセらぎ女池」

契約書及び重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(介護保険事業所番号 第 1570107191 号)

株式会社 サンワ女池

目 次

利用契約書

第一章 総則

- 第1条 契約の目的
- 第2条 契約期間
- 第3条 通所介護計画の決定・変更
- 第4条 介護保険給付対象外のサービス
- 第5条 介護保険給付対象外のサービス
- 第6条 介護予防通所介護相当事業
給付対象サービス

第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第7条 サービス利用料金の支払い
- 第8条 利用の中止、変更、追加
- 第9条 利用料金の変更

第三章 事業者の義務

- 第10条 事業者及びサービス従事者の義務
- 第11条 守秘義務等

第四章 契約者の義務

- 第12条 契約者の施設利用上の注意義務等
- 第13条 個人情報の使用

第五章 損害賠償

- 第14条 損害賠償責任
- 第15条 損害賠償がなされない場合
- 第16条 事業者の責任によらない事由に
よるサービスの実施不能

第六章 契約の終了

- 第17条 契約の終了事由、それに伴う援助

- 第18条 契約者からの中途解約

- 第19条 契約者からの契約解除

- 第20条 事業者からの契約解除

- 第21条 精算

第七章 その他

- 第22条 苦情処理

- 第23条 事故発生時の対応

- 第24条 通常の事業の実施地域

- 第25条 協議事項

重要事項説明書

1. 事業者
2. 事業者の概要
3. 事業者実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. その他留意事項
7. 事故発生時の対応について
8. 苦情の受付について

サービス契約書

様（以下「お客様」という。）と株式会社サンワ女池（以下「事業者」という。）は、お客様がデイサービスセンターせせらぎ女池（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される通所介護サービスまたは介護予防通所介護相当サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、お客様がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、お客様に対し、第4条及び第5条に定める通所介護サービスまたは介護予防通所介護相当サービス（以下「介護サービス」という。）を提供します。
- 2 事業者がお客様に対して実施する介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の詳細事項（以下「通所介護計画」という。）は、『重要事項説明書』並びに別紙『個別サービス計画書』に定めるとおりとします。
- 3 以下の本契約に規定されている内容以外の重要事項については、重要事項説明書の準用を持って契約内容をいたします。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の期間は、令和 年 月 日の契約締結の日から始まり、お客様の要介護認定の有効期間満了日 令和 年 月 日までとします。但し、契約期間満了日以前に、お客様が要介護状態区分の変更の認定をうけ、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約期間満了の14日前までにお客様から文章によって契約満了の申し入れ（更新の拒絶）がない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 前項によって本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。この更新後における契約期間中にお客様の要介護状態区分の変更があった場合の契約期間は、第1項但し書と同様の取扱とします。

第3条（通所介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、お客様に係る居宅サービス計画（ケアプラン）あるいは総合事業ケアプラン（以下「ケアプラン等」という。）が作成されている場合には、それに沿ってお客様の個別の通所介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、お客様に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、お客様に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、通所介護計画について、お客様及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

- 4 事業者は、お客様に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくはお客様及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、お客様及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、お客様に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、お客様に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者はお客様との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、『重要事項説明書』に記載の介護保険給付対象外のサービスを提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金はお客様が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じてお客様の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（介護予防通所介護相当サービス給付対象サービス）

- 1 事業者は、介護予防通所介護相当サービスとして、事業所においてお客様に対し必要なサービスを提供するものとします。
- 2 前1項のサービスについて、その利用料金はお客様が1割分を負担するものとします。
- 3 事業者は第1項及び第2項に定める各種サービスの提供について、必要に応じてお客様の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第7条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、お客様が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、お客様が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、お客様に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 お客様は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。
但し、お客様がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 3 第5条及び第6条に定めるサービスについては、お客様は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

- 4 前項の他、お客様は食事代とおむつ代等お客様の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 5 お客様は、前 4 項に定めるサービス利用料金を事業者の定める方法により翌々月指定日(基本 27 日)に支払うものとします。

第 8 条 (利用日の中止・変更・追加)

- 1 お客様は、利用期日前において、介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、お客様はサービス実施日の前日までに事業者に出るものとします。
- 2 お客様が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但しお客様の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第 1 項に基づくお客様からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日をお客様に提示して協議するものとします。

第 9 条 (利用料金の変更)

- 1 第 7 条第 1 項及び第 2 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 介護保険給付対象外のサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない理由がある場合、事業者は、お客様に対して、変更を行う日の 1 か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 お客様は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第 10 条 (事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、お客様の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者はお客様の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員もしくは主治医と連携し、お客様からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、お客様に対する介護サービスの提供について記録を作成し、それを 2 年間保管し、お客様もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、お客様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族、居宅介護支援事業所もしくは主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第 11 条 (守秘義務等)

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、介護サービスを提供する上で知り得たお客様又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。又、当事業所を退職したサービス従事者又は従業員は、在職中に知り得たお客様および、その家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

2 事業者は、お客様に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 事業者は、サービス担当者会議および居宅介護サービス計画に位置づけられた事業所、居宅介護サービス計画を作成する居宅介護支援事業所、主治医、保険者との連絡調整において、お客様又はお客様の家族等の個人情報を提供することができるものとします。

第 12 条（個人情報の使用）

お客様は事業者がより良いサービスを提供するためにサービス担当者会議等において、お客様又はお客様の個人情報を契約の期間中用いることに同意するものとします。

第四章 お客様の義務

第 13 条（お客様の施設利用上の注意義務等）

- 1 お客様は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 お客様は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 お客様の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、お客様及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。
- 4 お客様は、施設利用時に施設内に飲食物を持ち込む行為を禁止とします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 14 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由によりお客様に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、お客様に故意又は過失が認められる場合には、お客様の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 15 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 お客様が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 2 お客様が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 3 お客様の急激な体調の変化等をはじめ、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 4 お客様が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第 16 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、お客様に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 17 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1 お客様は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- ① お客様が死亡した場合
- ② 要介護認定によりお客様の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 第 17 条から第 19 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、お客様の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 18 条（お客様からの中途解約）

1 お客様は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、お客様は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。

2 お客様は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- ① 第 9 条第 3 項により本契約を解約する場合
- ② お客様が入院した場合
- ③ お客様に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 19 条（お客様からの契約解除）

お客様は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりお客様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者がお客様の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 20 条（事業者からの契約解除）

事業者は、お客様が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 お客様が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 お客様による、第 7 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3 お客様が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のお客様等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 21 条（精算）

第 17 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、お客様が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 13 条第 2 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第 22 条（苦情処理）

- 1 お客様は、事業者より提供されたサービスに関して苦情がある場合は、事業者、市町村又は、国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。
- 2 事業者は、提供したサービスについてお客様から苦情の申立があつた場合は、迅速かつ誠実に対応します。また、事業者は、お客様が苦情を申立てたことを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- 3 事業者の苦情相談窓口は、重要事項説明書のとおりです。
- 4 事業者は、苦情の申立があつた場合は、次の手順によりその解決を図ります。
 - (1) お客様や従業者からの事情聴取等により、事実関係を把握します。
 - (2) 苦情に係る問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善を行います。
 - (3) お客様に対し、調査結果や講じた措置の内容を、納得が得られるよう説明します。なお、必要に応じて概要を記した文書を添えることとします。
- 5 事業者は、苦情の処理に際しては、必要に応じて市町村又は国民健康保険団体連合会へその概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

第 23 条（事故発生時の対応）

- 1 事業者は、お客様に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかにお客様の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- 3 緊急時には、提携先の病院に搬送することがあります。

第 24 条（通常の事業の実施地域）

通常の実業の実施地域は、下記に定めるとおりです。なお、同地域外にお住まいの利用者にサービスを提供する場合には、交通費を徴収する場合がありますが、その際には事前に説明し、同意を得るものとします。

通常の実業の実施地域	新潟市中央区
------------	--------

第 25 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、お客様と誠意をもって協議するものとします。

重要事項説明書

当事業所はお客様に対して指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 事業者名 株式会社 サンワ女池
- (2) 事業者所在地 新潟県新潟市中央区女池上山4丁目5番1号
- (3) 電話番号 025-288-0640
- (4) 代表者氏名 代表取締役 高橋 欣一
- (5) 設立年月 平成19年2月28日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所 (平成19年7月1日新潟県指定 1570107191号)
介護予防通所介護相当サービス (平成30年4月1日新潟市指定 1570107191号)
- (2) 事業所の目的 介護保険法の理念に基づき、病気や怪我等により、家庭において寝たきりやそれに準じる状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対して、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、通所により入浴、食事及び機能訓練等の各種のサービスを提供することによって、要介護者等の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。(運営規定第1条より抜粋)
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター セセラぎ女池
- (4) 事業所の所在地 新潟県新潟市中央区女池上山4丁目5番1号
- (5) 電話番号 025-288-0642
- (6) 施設長・管理者
(施設長) 氏名 唐澤 滝男
(管理者) 氏名 三澤 由紀子
- (7) 当事業所の運営方針 通所介護事業及び介護予防通所介護相当サービス事業を、他の事業から独立して位置付け、職員・物品等の管理については、管理者の責任において実施し、適切な運営を行うものとする。
事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、各保険医療機関、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービス事業者などとの連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとする。
緊急の事態にも対応できる体制を整備する(運営規定第2条より抜粋)。
- (8) 開設年月 平成19年7月1日
- (9) 利用定員 一般25名

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 新潟市中央区

(2) 営業日及び営業時間

営業日	日～土曜日(但し、12/31～1/3は、休業)
受付時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:00～16:45

4. 職員の配置状況

当事業所では、お客様に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置時間 (提供時間数に 応ずる)	指定基準 (提供時間数に 応ずる)
1. 施設長	1名	
1. 管理者	1名	1名
2. 介護職員	40h	23.25h
3. 生活相談員	8.0h	7.75h
4. 看護職員(機能訓練指導員を含む)	11.2h	7.75h

※配置基準： $((\text{ご利用者様の人数} - 15) \div 5 + 1) \times \text{平均提供時間数}$
(上の表は定員25名、最大時間幅の7.75時間として計算してあります)
(例) $((\text{定員} 25 \text{名} - 15) \div 5 + 1) \times 7.75 \text{h} = 23.25 \text{h}$

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制 等
1. 生活相談員	2名以上の職員配置で勤務します。
2. 介護職員	3名以上の職員配置で勤務します。
3. 看護職員	2名以上の職員配置で勤務します。
4. 機能訓練指導員	1名以上の看護職員が兼務します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、お客様に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をお客様に負担いただく場合
(3) 利用料金が総合事業から給付される場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①入浴

- ・入浴又は清拭を行います。

②排泄

- ・お客様の排泄の介助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員（看護職員等）により、お客様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持向上を図るための訓練を実施します。

④送迎サービス

- ・ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

＜サービス利用料金（1回あたり）＞（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、お客様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（下記サービスの利用料金は、お客様の要介護度に応じて異なります。

また、実際の計算は所定総額に地区区分を乗じて算出されるため、小数点の端数処理(小数点以下切捨て)により誤差が生ずる事があります。

一般型（通所介護） 7時間以上8時間未満

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	介護度1 6,672円	介護度2 7,878円	介護度3 9,126円	介護度4 10,373円	介護度5 11,640円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,004円	7,090円	8,213円	9,335円	10,476円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	668円	788円	913円	1,038円	1,164円

一般型（通所介護） 5時間以上6時間未満

2. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	介護度1 5,779円	介護度2 6,824円	介護度3 7,878円	介護度4 8,923円	介護度5 9,977円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,201円	6,141円	7,090円	8,030円	8,979円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	578円	683円	788円	893円	998円

その他の加算（自己負担分）

入浴介助 Ⅰ又はⅡ	個別機能 訓練Ⅰ（イ）	個別機能 訓練Ⅱ	口腔機能 向上	栄養改善	口腔・栄養 スクリー ニング（Ⅱ）	サービス提 供体制加算 Ⅰ	若年性認知 症利用者 受入	LIFE（科学 的介護推進 体制加算	介護職員 等処遇改 善Ⅰ
1回Ⅰ 41円 又はⅡ 56円	1回 57円	月 21円	1回153円 月2回まで	1回203円 月2回まで	5円/6ヶ月	1回 23円	61円/日	月41円	※1

送迎を行わない場合 48円/片道の減算を行います。

介護予防通所介護相当サービス

1. お客様の要介護度とサービス利用料金	要支援 1	要支援 2
	1 回 4,421 円 4 回以上 18,231 円	1 回 4,532 円 8 回以上 36,716 円
2. うち、介護保険から給付される金額	1 回 3,978 円 4 回以上 16,407 円	1 回 4,078 円 8 回以上 33,044 円
	1 回 443 円 4 回以上 1,824 円	1 回 454 円 8 回以上 3,672 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）		

その他加算分（自己負担分）

口腔機能向上	栄養改善	サービス提供体制加算 I		若年性認知症利用者受入
月額 153円	月額 203 円	要支援1 90円/月	要支援2 179円/月	月額 244 円
一体的サービス提供加算	LIFE（科学的介護推進体制加算）	介護職員等処遇改善加算 I		
487円/月	月額41円	※1		

※1 介護職員等処遇改善加算 I 通常・予防介護共に上記総金額（基本サービス＋必要加算）に 12.0%を乗じて算出した金額（円単位以下四捨五入）

☆お客様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、お客様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、お客様の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 6 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がお客様の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供（食費）

お客様に提供する食事にかかる費用です。当事業所では管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにお客様の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。お客様の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 12：00～13：00

料金：1 回あたり

770 円

②通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと事業実施区域境界線との間の送迎費用として、下記料金をいただくことがあります。

実施地域境界線より片道 1 k mにつき 0 円

③レクリエーション・クラブ活動

お客様の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

料金：1 回あたり 0 円

④複写物の交付

お客様は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき B 4 サイズまで 0 円 A 3 サイズ 0 円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でお客様に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代： リハビリパンツ 1 枚 1 5 0 円 パット 1 枚 5 0 円
紙おむつ 1 枚 1 5 0 円

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 7 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、介護保険適用分とあわせて月末締めで請求書を発送し、事業者の定める方法により（原則銀行口座にて引き落とし）支払いいただきます。引き落とし時、手数料 1 0 0 円を負担いただきます。また特段の理由により現金もしくは振込となる場合の振込手数料はお客様負担となります。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第 8 条参照）

○利用予定日の前に、お客様の都合により、通所介護及び介護予防通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しお客様の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の食事代 770 円

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりお客様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をお客様に提示して協議します。

6. その他留意事項

(1) 送迎時刻

お迎えの予定時刻につきましては、事前の打合わせ通りとさせていただきますが、その時の交通事情やその他状況などにより変化することがありますので数十分の前後はご容赦下さい。同様の理由により、毎回の明確なお時間指定には対応できかねますことをご了承下さい。

(2) 貴重品（基本として持込禁止です）

貴重品及び所持品につきましては入所時に申告され、当施設に管理依頼いただいたものに関してのみ管理品とさせていただきますが、それ以外のもの又は日常にご本人様が身に付けられているもの（メガネ、補聴器、貴金属、小銭など。衣類は除きます）は管理外とさせていただきます。ご本人様が所持、使用されておられます時の紛失、損傷などは免責事項とさせていただきます。ただし、そのものに付きましても明らかに職員が破損させたものにつきましては当施設の責任とさせていただきます。

(3) 金品の授受

お本人様やご家族様からの施設や職員への金品(大小にかかわらず)の授受は保険者より固く禁止されております。基準違反に成り得るもののため、当施設では一切お受けすることができません。適切な運営のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

7. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、お客様やそのご家族様に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

8. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管理者又は生活相談員 TEL 025-288-0640

○受付時間 毎週日曜日～土曜日

8:30 ～ 17:30 左記の時間以外も上記電話で対応いたします。

また、苦情受付ボックスを事務室窓口に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

新潟市役所 高齢介護課	所在地 新潟市中央区学校町通1番町602-1 電話番号 025-226-1273
新潟県国民健康保険団体連合会	所在地 新潟市中央区新光町4番地1 電話番号 025-285-3022

平成19年 7月 1日 作成
平成21年 3月 1日 改定
平成21年 4月 1日 改定
平成21年10月 1日 改定
平成24年 4月 1日 改定
平成26年 4月 1日 改定
平成27年 4月 1日 改定
平成28年 8月 1日 改定
平成29年 4月 1日 改定
平成30年 4月 1日 改定
令和元年 5月 1日 改定

令和元年10月 1日 改定
令和元年12月 1日 改定
令和3年 4月 1日 改定
令和3年10月 1日 改定
令和4年10月 1日 改定
令和5年 3月 1日 改定
令和5年 6月 1日 改定
令和6年 7月 1日 改定
令和6年 4月 1日 改定
令和7年10月 1日 改定
令和8年 5月28日 改定

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、お客様、事業者、立会人が署名または記名捺印のうえ、お客様、事業者が各1通を保有するものとします。本書面に基づいて事業者から契約書、重要事項説明書について説明を受け、指定通所介護サービスおよび介護予防通所介護相当サービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

(事業者) 所在地 新潟市中央区女池上山4丁目5番1号
事業者名 デイサービスセンターせせらぎ女池
管理者 三澤 由紀子 印
説明者職・氏名 印

(お客様) 住所
氏名 印

お客様は署名が出来ないため、本人の意思を確認のうえ、私が代わって署名を代行いたします。

(署名代行者) 住所
氏名 (続柄) 印

(立会人) 住所
氏名 (続柄) 印